

バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(届出先) 東村山市長

届出者

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	()

地方税法本法附則第15条の9第4項の適用を受けたいので、東村山市税条例附則第11項の9の規定により申告します。

納税義務者 (所有者)	個人番号		
	住 所		
	フリガナ		電 話 番 号
	氏名・名称		()

家屋所在地	東村山市 町 丁目 番地				
家屋番号		種 類		床面積	一棟 m^2 居住部分 m^2
建築年月日	年 月 日		登記年月日	年 月 日	
	(新築後10年以上経過した住宅が対象)		改修完了日	年 月 日	
居住する 該当者	氏 名 (申告時において改修した家屋に住民票の住所登録がある場合に限りです。)				
	該当箇所にチェックする <input type="checkbox"/> 65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 要介護または要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> 障害者				
バリアフリー改修工 事に要した費用	円 (補助金等を除く額が50万円超が対象)		補助金等の総額	円	
3ヶ月以内に提出できなかった理由(バリアフリー改修が完了した日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合)					

裏面へ続く

【添付書類】

- 1.納税義務者の住民票の写し
- 2.補助金等の交付等決定を確認できる書類(交付等を受けた場合)
- 3.改修工事における費用が確認できるもの(領収書、工事明細書等)
- 4.次のいずれかの書類
 - ①65歳以上の方の住民票の写し
 - ②介護保険被保険者証の写し
 - ③障害者手帳またはこれに代わるものの写し
- 5.次のいずれかの書類
 - ①バリアフリー改修の内容が確認できるもの(改修後の写真、工事明細書及び領収書等)
 - ②改修工事が行われたことを証する書類※建築士事務所に属する建築士、登録住宅性能評価機関及び指定確認検査機関が発行する証明書で代替可

【要件】

- 1.東村山市内に所在する、新築された日から10年以上を経過した住宅でバリアフリー改修工事に要した費用が50万円超であること(補助金や給付金等を除いた自己負担金)
- 2.改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- 3.平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に、下記①～⑧いずれかのバリアフリー改修工事を行った住宅であること
 - ①通路または出入口の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室改良
 - ④便所改良
 - ⑤手すりの設置
 - ⑥屋内の段差の解消
 - ⑦ドアの引き戸への取替え
 - ⑧床材難滑化等
- 4.下記①～③のいずれかの者が居住していること
 - ①65歳以上の者(改修工事が完了した年の翌年1月1日現在)
 - ②介護保険法第19条に定める要介護または要支援認定者
 - ③障害者(地方税法施行令第7条の各号に該当していること)

※併用住宅の場合は、住宅部分の面積割合が2分の1以上であること

※賃貸住宅は、対象外(ただし、所有者自らが居住する部分は対象)

※区分所有家屋は、専有部分については対象